

主な補正内容について

【主な補正内容】

分野	前回（平成28年2月10日） 補正時	今回（平成28年4月12日） 補正時	補正内容
重大事故等 対処施設	<p>【本文】</p> <p>…及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、__居住性に係る判断基準である…</p>	<p>【本文】</p> <p>…及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、<u>1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の同時被災を考慮しても、居住性に係る判断基準である…</u></p>	同時発災を考慮することを明確にするため、より適切な表現に見直し
	<p>【本文】</p> <p>…に接続する通信連絡設備__を配備し、…</p>	<p>【本文】</p> <p>…に接続する通信連絡設備等を配備し、…</p>	より適切な表現に見直し
	<p>【添付書類八】</p> <p>原子炉格納容器下部注水設備…として、__恒設代替低圧注水ポンプ、…を使用する。</p>	<p>【添付書類八】</p> <p>原子炉格納容器下部注水設備…として、<u>原子炉下部キャビティ注水ポンプ、恒設代替低圧注水ポンプ、…</u>を使用する。</p>	下部注水設備として使用するポンプについて、より適切な表現に見直し（記載の不足を追記）
設計基準 対象施設	<p>【添付書類八】</p> <p>耐震設計審査指針…一部改訂）<u>における3号炉及び4号炉の基準地震動S_1…</u></p>	<p>【添付書類八】</p> <p>耐震設計審査指針…一部改訂）<u>を踏まえた3号炉及び4号炉の基準地震動S_1…</u></p>	より適切な表現に見直し
その他	<p>【本文、添付書類八・九】</p> <p>「<u>实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示</u>」</p>	<p>【本文、添付書類八・九】</p> <p>「<u>核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示</u>」</p>	告示の廃止及び施行に伴い、告示名称について、より適切な表現に見直し (平成28年4月1日施行)